〔2025年度〕

教科等研究助成金の使途事例について

日教弘兵庫支部

対象となる例

〇講師謝金等に係る経費
講師謝金〔源泉徴収税納付が必要〕
講師交通費（実費）〔根拠資料が必要〕
講師宿泊費

〇教具・教材等に係る経費
研究テーマに沿った教材・教具
デジタル教材・タブレット用教材ソフト
意見交換用ホワイトボード
理科実験用材料〔消耗品的なもの〕

〇図書費・消耗品費等に係る経費
研究用書籍
児童用書籍
Ａ４コピー用紙
ラミネートフィルム
拡大コピー用感熱紙
色画用紙、模造紙
マジック、色鉛筆、マグネットシート
CD-ROM　DVD-ROM
水槽等一式、魚の餌
園芸用土、花苗等
活動用ビブス、たすき　等

〇その他の経費
児童生徒の活動に伴う交通費（実費）
〔領収書が必要〕
研究紀要等の印刷製本にかかる経費
研究に必要なセミナーへの参加費
〔セミナーの資料の添付が必要〕
研究発表会用看板、横断幕等の作成費

対象とならない例

▲研究に直接関係のない消耗品、書籍等の経費

▲学校備品等に係る経費
校務用パソコン
校務用印刷機のトナー
学校管理備品購入費
〔ビデオカメラ、レーザープリンター等〕

▲その他の経費
申請者の人件費〔所属所教職員を含む〕
教職員の交通費
案内状発送等の運営に関する通信費
〔講師との連絡等、必要最小限のものは除く〕
飲食に伴う経費〔講師も含む〕
施設入場料〔社会見学等〕
施設使用料、借上料

▲クレジットカード払いの領収書
カード払いでなければ、オンラインでの購入も可能です。〔学校名の領収書が必要〕

申請書・報告書の費目例

- 講師謝金
- 源泉徴収税
- 講師交通費
- 消耗品費
- 研究図書費
- 児童図書費
- 教材費
- 印刷製本費
- 児童生徒交通費
- 作成費
- 参加費

等

【講師謝金の源泉徴収について】

当会は公益財団法人のため、当会の助成金を講師謝金として活用する場合は、支払者側（学校園）が源泉徴収をすることになります。団体や法人に講師謝金を支払う場合は、原則として団体・法人が納税するため学校が行う必要はありませんが、その際においても団体・法人との確認を必ず行ってください。（すべての団体・法人が納税を行っていないため）別紙**「源泉徴収税額の計算方法について（参考）」**もご参照ください。

【講師等に支出する交通費について】

講師等に旅費を支出することは可能ですが、旅費額については実費（実際にかかった費用もしくは県や市町で決められている金額）で支出してください。また、講師料の領収書とは別に旅費のの領収書を作成してください。なお、教職員等の旅費は支出できません。

〔裏面も確認してください〕

【備品等の原則】

汎用性のある機器等で、助成目的以外の場においても使用が可能であり、本来は学校や行政が充当すべきものは助成対象としません。

ただし、汎用性のある機器であっても、助成額の範囲内で購入でき、かつ、学校が掲げる教育研究に関連する教育活動の教材・教具として使用される場合に限り助成対象とします。

コピー機のトナー等、輪転機（リソグラフ等）のインクおよびマスターは汎用性のある機器の消耗品となりますので、購入することはできません。

【オンラインショップでの購入について】

インターネット上のオンラインショップで購入してもらうことも可能です。しかし、その場合は代引き等を利用し、個人のクレジットカード払いは行わないでください。領収書は必ず学校名にしてください。また、ポイントカードの利用もおやめください。

※購入（執行）の目的は、申請書と成果報告書に明記してください。

※助成金の執行に際し、「費目」が申請書と異なる場合は、兵庫支部までご相談ください。**費目変更願書**の提出が必要となります。

※判断の難しい使途をお考えの場合は、兵庫支部までお問い合わせください。

源泉徴収税額の計算方法について（参考）

① 講師料から源泉徴収税額を減額して支払う場合

〔計算方法〕税率が 10.21%
講師料×0.1021＝源泉徴収税額
講師料－源泉徴収税額＝講師の手取額

〔30,000 円の場合〕
30,000 円×0.1021＝**3,063 円**
⇒**学校園が所管の税務署へ納付（領収証書を報告時に添付）**
30,000 円－3,063 円＝26,937 円 ⇒講師の手取額

領収書例：講師手取額 26,937 円の場合

○○学校様　**領　収　書**
¥ 30,000
講師謝金 26,937 円
源泉徴収　3,063 円
年　月　日　　印

【参　考】

講師料	源泉徴収税額	**講師の手取額**
10,000 円	1,021 円	8,979 円
20,000 円	2,042 円	17,958 円
30,000 円	**3,063 円**	**26,937 円**
40,000 円	4,084 円	35,916 円
50,000 円	5,105 円	44,895 円

② 講師料とは別に源泉徴収税額を支払う場合（講師料に源泉徴収税額を含まない場合）

〔計算方法〕税率が 10.21%
講師料÷0.8979＝総支払金額
（1 円未満の端数は切り捨てます）
総支払金額－講師料＝源泉徴収税額
※0.8979 の考え方は　1-0.1021＝0.8979

〔30,000 円の場合〕
30,000 円÷0.8979＝33,411 円
33,411 円－30,000 円＝**3,411 円**
⇒**学校園が所管の税務署へ納付（領収証書を報告時に添付）**

領収書例：講師の手取額 30,000 円の場合

○○学校様　**領　収　書**
¥ 33,411
講師謝金 30,000 円
源泉徴収　3,411 円
年　月　日　　印

【参　考】

講師料（総支払金額）	源泉徴収税額	**講師の手取額**
11,137 円	1,137 円	10,000 円
22,274 円	2,274 円	20,000 円
33,411 円	**3,411 円**	**30,000 円**
44,548 円	4,548 円	40,000 円
55,685 円	5,685 円	50,000 円

【その他】
※上記①・②のどちらのパターンで執行されるかは、学校側と講師の方とでご相談ください。
※領収書のフォーマットを用意しておりますのでご活用ください。
※源泉徴収税額を最寄の税務署で納税してください。詳しくは、国税庁のホームページもしくは最寄りの所管税務署にお問い合わせください。

領収書のフォーマット（参考）

領　収　書

学校　様

￥　■■,　■■■ 円

講師謝金　▮▮,▮▮▮円
源泉徴収　▮,▮▮▮円

年　　月　　日

㊞